

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱

茨木市姉妹都市・内海町の宿泊施設利用補助要綱（平成13年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、本市の姉妹都市である香川県小豆郡小豆島町（以下「小豆島町」という。）に所在する宿泊施設（以下「利用施設」という。）を利用する市民に対し、市が補助金を交付することにより、海や山などの自然環境にふれる機会を提供するとともに、小豆島町民との交流を促進し、もって市民の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる者は、第3に規定する補助の対象となる利用施設を宿泊のために利用する小学生以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、小学生の場合は、保護者又は成人の引率者が同行する場合に限るものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市に居住する者で市長が適当と認めるもの

（利用施設）

第3 利用施設は、小豆島町内のホテル、旅館、民宿、公共宿泊施設等のうち、市長が別に定めるものとする。

（補助金額）

第4 補助額は、次のとおりとし、1人につき、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において1泊限りとする。ただし、利用施設の利用料金が補助額に満たない場合は、当該利用料金を補助額とする。

(1) 中学生以上 1泊につき 2,000円

(2) 小学生 1泊につき 1,500円

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用施設に宿泊の予約をした上、宿泊日の10日前までに茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付請求書（様式第3号）を交付するものとする。

（変更の申請等）

第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後、次の各号のいずれかに該当するときは宿泊日の10日前までに、次の各号のいずれにも該当しない変更又は宿泊の予約の取消しをしようとするときは直ちに、茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付変更（取消）承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 利用施設を利用する者の人数を増やそうとするとき。
- (2) 利用料金の増額を伴う利用施設の変更をしようとするとき。
- (3) 利用料金の増額を伴う宿泊日の変更をしようとするとき。

2 前項の規定による変更（取消）承認申請があった場合、市長は、第6に準じて決定の内容を変更し、又は取り消し、茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金変更（取消）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第8 申請者は、施設の利用後、第6の補助金交付請求書に当該利用施設の確認印を受け、当該利用のあった日の翌日から起算して30日以内に、当該補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の補助金交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（補助の取消し等）

第10 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 災害、感染症のまん延等により補助事業の実施を中止すべきと市長が認めたとき。
- (4) その他市長が不適當と認めたとき。

（市長の指示）

第11 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年3月21日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に改正前の茨木市姉妹都市・内海町の宿泊施設利用補助要綱様式第1号又は様式第4号に規定する様式により提出されている申請書は、改正後の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱様式第1号又は様式第4号に規定する様式により提出された申請書とみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の実施の日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、現に改正前の様式第1号に規定する様式により提出されている申請書は、改正後の様式第1号に規定する様式により提出された申請書とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年7月4日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊

施設利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の宿泊について適用し、同日前の宿泊については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

（申請先）茨木市長

申 請 者	住 所	茨木市
	ふりがな	
	氏 名	Ⓜ （自署の場合は押印不要）
	電話番号	

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付申請書

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金の交付を次のとおり申請します。

利 用 日	年 月 日		
利用施設			
利用者名簿	氏 名	年 齢	住 所 （申請者の住所と同じ場合は、省略することができます。）
（申請者についても記入してください。） ※申請者と同一世帯に属する利用者についてのみ記入できます。			

審査のため、上記の者の住民基本台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。

申請者

Ⓜ

（自署の場合は押印不要）

[担当課記入欄]

中学生以上 _____円×____人=_____円 小学生 _____円×____人=_____円	申請額	円
--	-----	---

様式第2号 (第6 関係)

No. _____

茨木市指令 第 号

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付決定通知書

住所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました施設利用補助金について、次のとおり交付決定をしましたので通知します。

交付決定額 金 円

中学生以上 2, 0 0 0 円× 人 =

小学生 1, 5 0 0 円 × 人 =

年 月 日

茨木市長

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付請求書

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所 茨木市

氏 名 ㊟または署名

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のありました
施設利用補助金を次のとおり請求します。

請求金額 金 円 中学生以上 2,000円× 人 = 円
小学生 1,500円× 人 = 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店 支所 出張所							
口座 種目	普通預金 当座預金	口 座 番 号							
口 座 名 義 人		ふりがな							

＊宿泊施設記入欄

宿泊年月日	年 月 日
宿泊人数	中学生以上 人 小学生 人
上記のとおり宿泊されましたので、宿泊料金として中学生以上 1 人につき2,000円以上、小学生 1 人につき1,500円以上の金額を徴収しました。	
年 月 日 所在地 施設名 代表者 ㊟	

（自署の場合は押印不要）

※記載内容について、茨木市の担当課から確認の連絡をさせていただく場合があります。

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金交付

変更
取消

承認申請書

（申請先）茨木市長

住 所	茨木市
ふりがな 氏 名	印 （自署の場合は押印不要）
電話番号	

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金について、次のとおり（ 変更・取消 ）申請します。

- 1 変更・取消前交付決定額 金 円
- 2 変更・取消後交付申請額 金 円
- 3 差引増減額 金 円

＜変更の場合は記入＞ _____
変更内容 _____

＊変更箇所をご記入ください。

利用日	月 日		
利用施設			
利用者名簿			
申請金額 金	円	中学生以上 2,000円× 小学生 1,500円×	人＝ 人＝

茨木市指令 第 号

茨木市姉妹都市・小豆島町の宿泊施設利用補助金 [変更
取消] 承認通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した施設利用補助金は、次のとおり（変更・取消）承認します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更増減額 金 円
- 3 変更交付決定額 金 円

中学生以上 2, 0 0 0 円 × 人 = 円

小学生 1, 5 0 0 円 × 人 = 円

年 月 日

茨木市長